



クリタグループ行動準則

私たちは、「大切にする5つの価値」を基本とし「クリタグループ行動準則」に反しない行動を通して成長し続けていきます。

社長からのメッセージ

クリタグループは、「“水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」という企業理念のもと、水と環境の分野の事業活動を通して広く社会に貢献することを目指しています。私たちは、これまで、世界の各地で多くのお客様の課題解決に携わりながら継続的な成長を実現してきました。このことは、各国のお客様がクリタグループに寄せて下さる信頼の証であり、名誉なことであるだけでなく重い責任を伴うものです。

クリタグループには、これからもお客様・取引先・従業員・株主・地域社会から高く評価される企業であり続ける責任があります。私たちは、この責任を果たしていくために、以下に示す「大切にする5つの価値」を役員・従業員全員で共有し、事業活動を行っていく上での判断・行動の基本とします。

－ 大切にする5つの価値 －

公正	自由と競争力のある企業として勝ち抜くため、古い価値観・常識を打破し、正々堂々と事業活動を行う。
透明	世界に飛躍する企業として発展するため、国際社会のルールを積極的に採り入れ、開かれた事業活動を行う。
誠実	社会からの期待に応え、約束を守る企業として信頼を高めるため、最大限の努力を傾注し、真摯に事業活動を行う。
安全	技術で世界をリードする企業として、高品質の製品・サービスを創出するため、生命・財産に対する影響への配慮を最優先した事業活動を行う。
共生	水と環境の先進的マネジメント企業として、地球環境をより良い状態で次世代に引き継ぐため、経済発展と環境保全を両立させた事業活動を行う。

私たちにとって「大切にする5つの価値」は判断・行動の基本であり、「クリタグループ行動準則」は法令遵守および社会倫理に基づいた正しい行動を具体的に実践していくための模範を示すものです。この準則には、言語・慣習・文化的背景等の違いを越えて共に実践すべき行動が明確に示されています。私たちは国や地域、仕事の内容に関係なく「クリタグループ行動準則」を守って行動しなければなりません。役員・従業員の皆さんには、「クリタグループ行動準則」を熟知し日常の手引きとして使って頂くようお願いします。一人ひとりの正しい行動が、クリタグループ全体の信頼を維持するための必須の条件であり、そのことを無くして、クリタグループの理念、ビジョンの実現はあり得ないからです。

私は、法令遵守および社会倫理に基づいた行動を実践しながら広く社会に貢献している役員・従業員の皆さんを誇りに思っています。「大切にする5つの価値」を基本とし、「クリタグループ行動準則」に反しない行動を通して、社会から高く信頼され未来に向かって持続的に成長していくクリタグループを共に創っていきましょう。

栗田工業株式会社
代表取締役社長

門田道也



目次

1. はじめに…………… P1
2. 社会・地球環境とのかかわり… P2
3. 株主・投資家とのかかわり…… P3
4. お客様・取引先とのかかわり… P4
5. 従業員とのかかわり…………… P5
6. ホットライン…………… P6

1.はじめに

クリタグループ行動準則は、栗田工業株式会社およびその連結子会社（以下、「クリタグループ」）の全ての役員・従業員が遵守すべき基本的な行動を定めています。クリタグループは、自らこの行動準則を遵守することを宣言するとともに、全ての役員・従業員に対してこの行動準則を読んで、理解し、そして遵守することを要請します。

クリタグループは、違法行為や規則違反行為には厳格な態度で臨みます。たとえその動機が「会社のため」、「お客様のため」、「上司の指示によるもの」であってもそのような行為は許されません。本準則に反する行為や行動は、クリタグループの各社における規則・規程（以下、「社内規則」）に基づいて解雇を含む懲戒処分となる場合があります。

1.1 法令遵守・社会倫理

- (1) クリタグループの全ての役員・従業員（以下、「私たち」）は、クリタグループが社会からの期待に応え、約束を守る企業として信頼を高めるために、コンプライアンスを単に法令遵守と捉えるのではなく、守るべき社会的な責任と捉え、日々の事業活動において法令遵守および社会倫理に従った行動を実践します。
- (2) 私たちは、違法行為や規則違反行為の可能性について懸念を抱いた場合には、速やかに上司、または関係部門等に報告・相談します。（6. ホットラインを参照）

1.2 役員・管理職に求められること

クリタグループの全ての役員・管理職は、法令遵守や社会倫理を大切にす職場風土を醸成するために、常に手本となる行動を率先し、次の事項を実施することを求められます。

- (1) 部下に、本準則やクリタグループのコンプライアンス関連の方針や活動計画を理解させます。
- (2) 部下と本準則について話し合う機会を設け、社会倫理とコンプライアンスの重要性を伝えます。
- (3) たとえ業績目標の達成のためであったとしても、部下に対して、社会倫理、法令、社内規則に反する行為を指示したり示唆したりしません。また部下のそのような行為を黙認しません。
- (4) 部下がコンプライアンス上の問題を安心して提起できるオープンな職場環境をつくります。
- (5) 提起されたコンプライアンス上の問題を文書に記録し、適切な方法で報告します。
- (6) 特定されたコンプライアンス上の問題について速やかに是正処置を行います。

2. 社会・地球環境とのかかわり

2.1 人権の尊重

- (1) 私たちは、世界人権宣言を尊重し行動します。また、従業員その他事業活動にかかわる全ての人の各国の法律で定められている人権を侵害しません。
- (2) 私たちは、従業員の採用・処遇において、また商取引等のあらゆる事業活動において、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治的見解、出身国、社会的出自、障害、性的指向等による差別をしません。
- (3) 私たちは、事業活動のあらゆる場面において、児童労働、強制労働は認めません。また、児童労働、強制労働にかかわっている事業者と取引しません。

2.2 環境

- (1) クリタグループは、環境改善に寄与する新商品・新技術の開発に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。
- (2) クリタグループは、「水資源の問題を解決する」、「持続可能なエネルギー利用を実現する」、「廃棄物を削減する」、「産業の生産技術を進歩させる」をテーマに商品・技術・サービスの提供に取り組み、お客様の環境改善を実現していきます。
- (3) 私たちは、生物多様性、サステナビリティを尊重し、日々の事業活動において、業務改善、工夫を行い、環境負荷を低減していきます。

2.3 社会貢献

- (1) クリタグループは、事業による社会への貢献にとどまらず、事業で培った知見・知識を積極的に社会に還元します。
- (2) クリタグループは、役員・従業員の自発的な社会貢献活動を支援します。

2.4 反社会的勢力

私たちは、暴力団等の反社会的勢力やテロ集団とは一切関係を遮断し、毅然とした対応を徹底します。

2.5 政治献金

クリタグループは、政治献金や各種団体等への寄付等を原則行いません。寄付等を行う場合には、事前に社内規則に従って承認を取ります。

2.6 納税

クリタグループは、事業活動を行う国・地域の租税に関する法令およびその精神に従い、適切に税金を納めます。

2.7 マネー・ロンダリング

- (1) 私たちは、マネー・ロンダリングを規制する法令を遵守します。
- (2) 私たちは、マネー・ロンダリングと疑わしい現金および現金同等物の金融取引の可能性がある場合には、必ず財務経理部門や上司に確認・相談し、適正に行動します。

3.株主・投資家とのかかわり

3.1 適切な情報の記録と開示

- (1) 私たちは、財務報告の適正さを確保するために、会計・税務に関する全ての情報を法令や社内規則に従って正確に記録し保存します。
- (2) 私たちは、適切な情報開示に向けて必要となる経営や事業活動に関する情報を正確に記録し、社内規則および関連する社内手順等に従って適時適切に報告します。

3.2 インサイダー取引防止

- (1) 私たちは、一般に公開されていない重要な情報（以下、「内部情報」という）に基づき金融商品の取引を自ら行いません。
- (2) 私たちは、内部情報に基づき金融商品の取引を自分以外の人に推奨したり、示唆したりしません。
- (3) 私たちは、内部情報を会社が必要と認める者以外には伝達しません。

4.お客様・取引先とのかかわり

4.1 商品・サービスの安全性

- (1) 私たちは、事業活動を遂行するにあたり製品の安全性に関する法令を遵守します。
- (2) 私たちは、商品・サービスに関する適切な情報を積極的に提供し、製品事故を未然に防止し、お客様との信頼関係を維持・向上していきます。
- (3) 私たちは、商品・サービスの品質および性能に関するデータを正確に測定・記録し、データの改ざん・ねつ造等の不正な行為を行いません。

4.2 公正、適正な取引

- (1) 私たちは、公正かつ自由な競争を通じて、お客様・取引先・社会の信頼を得ることを目指し、各国・地域の競争法に反する行為は一切行いません。
- (2) 私たちは、自らの業務に関係する競争法の法令・規制を確認して業務に従事します。
- (3) 私たちは、公正な競争を制限する契約条件や取引形態を知った場合、またはその可能性があることを知った場合には、必ず法務部門や上司に確認・相談し、適正に行動します。

4.3 接待・贈答

- (1) 私たちは、ビジネス上有利な取扱を受けるために取引先またはその役職者等への金銭の供与を行いません。
- (2) 私たちは、接待や贈答を行う場合には、各社で定める接待、物品の贈答、便益その他の経済的な利益の供与に関する社内規則に従って社会通念上妥当な範囲内で行います。
- (3) 私たちは、クリタグループのビジネス判断に影響を及ぼすおそれのある接待、贈答を受けません。

4.4 公務員

- (1) 私たちは、国内・海外を問わず、公務員またはこれに準ずる立場の者への不正な接待・贈答・便益その他の経済的な利益の供与は一切行いません。
- (2) 私たちは、業務委託する代理店やコンサルタント等に対する支払いの一部が、公務員等への不正な働きかけ等に流用されること、またはその可能性があることを知った場合には、このような支払いを行いません。

4.5 輸出入

私たちは、国際的な平和、安全を脅かす事態や行為につながらぬように、外国為替および外国貿易法等の輸出入関連の法令や規制に従って、適切に商品・技術・サービスの輸出入を実施します。

4.6 宣伝・広告

- (1) 私たちは、商品・サービスの品質および仕様などについて、常に事実に基づき適切に表現します。
- (2) 私たちは、事実に反したり、誤解を与えたり、差別を連想させるような表現をしません。

5. 従業員とのかかわり

5.1 健全な職場環境づくり(安全衛生)

- (1) 私たちは、各国・地域の労働関係法令に基づき、安全の確保を最優先に取り組み、事業活動中の労働災害を防ぐように努めます。
- (2) 私たちは、多様な人材が能力を発揮できるように、常に相手の立場を尊重して行動し、雇用形態にかかわらず快適に働けるように、嫌がらせや差別のない職場環境の維持・向上に努めます。
- (3) 私たちは、主体的に自身の健康維持・増進に努めるとともに、クリタグループで働く人々と協力し合って、業績向上に努めます。
- (4) 私たちは、業務遂行中にアルコールまたは違法な薬物を摂取したり、その影響下にある状態で業務を行いません。
- (5) 私たちは、業務遂行中に武器の携帯および使用をしません。

5.2 会社の財産

- (1) 私たちは、会社の財産(有形・無形の資産)を適切に管理し、私的用途に流用する等、業務目的以外に使用しません。
- (2) 私たちは、退職時には、社内規則に従って会社の財産を返却します。

5.3 知的財産

私たちは、知的財産の価値を尊重し、自社の知的財産を適切に管理するとともに、他者の知的財産を侵害しません。

5.4 機密情報

- (1) 私たちは、クリタグループ機密情報管理方針および社内規則を遵守し、会社およびお客様や取引先等の第三者の機密情報を厳重に管理し、在職中のみならず退職後もそれら機密情報の不正利用、不正開示を行いません。
- (2) 私たちは、事業活動に必要な情報を不当な手段で取得しません。

5.5 個人情報保護

- (1) 私たちは、各国・地域の個人情報保護法および社内規則を遵守し、役員・従業員、お客様や取引先等の第三者の個人情報を厳重に管理し、在職中のみならず退職後もそれら個人情報の不正利用、不正開示を行いません。
- (2) 私たちは、役員、従業員、お客様や取引先等の第三者の個人情報を不当な手段で取得しません。

5.6 利害の対立の回避

- (1) 私たちは、家族を含め個人的な利害と会社の利害が相反する、または相反するおそれのある行為をしません。
- (2) 私たちは、家族を含め個人的な利害と会社の利害が相反する、または相反するおそれのある場合には、必ず法務部門や上司に確認・相談し、適正に行動します。

6. ホットライン

クリタグループでは、本準則に反している、または従っているかどうか疑問が生じた場合には、次の連絡先に報告・相談することを奨励します。報告・相談したことを理由とする報告者への報復措置を一切許さず、また報告者の匿名性を可能な限り維持することに努めます。

- ①まずは、上司
- ②または、各社の人事部門・法務部門、コンプライアンス相談室
- ③クリタグループ内に設置した専用窓口
 - (日本)
クリタグループコンプライアンス相談室
公益通報窓口
 - (日本以外)
クリタ・グローバルヘルプライン

